

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災から3年余りが経過し、被災自治体の懸命の復旧・復興に向けた努力や全国の自治体からの人的・物的支援と連携により、被災自治体の復旧・復興に向けた取組みは着実に進んできたところである。

しかし、今なお26万人を超える方々が、先行きの見えない厳しい避難生活や仮設住宅等での不安定な生活を送っており、このような方々に対し、早期の生活再建に向けた具体的かつ継続的な支援を講じていく必要がある。

また、被災自治体では、復興ステージの進捗に伴い、建設作業員の人材不足、資材不足による事業の長期化、入札不調等、新たな課題への対応も迫られている。

国においては、これまでも数次にわたる復興交付金の交付や関連法の制定、さらには被災地域からの要請に応えた事務負担軽減など様々な支援策を講じてきているが、被災した自治体において、地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けた取組みを加速していくためにも、予算や制度の拡充・強化をはじめとして、復興に係る各種作成資料や国等との協議の簡素化、土地利用に係る許可等の緩和措置、制度の柔軟な運用等の更なる取組み等が必要である。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興の実現に向けて、住民、被災自治体及び人的・物的支援や避難者支援を行う自治体に対し、下記事項について迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

(1) 東日本大震災復興交付金について、採択基準を緩和するなど、柔軟に対応できる真に自由度の高いものとするとともに、必要な財源を確保すること。

また、被災地域の実情に照らした事業期間の延長を図るとともに、あわせて、延長の際には、財政措置の拡充を図ること。

(2) 災害復旧事業並びに市税の減免措置に係る震災復興特別交付税等地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間、継続的な措置を講じること。

(3) 道路の防災・震災対策等の事業推進のため創設された国庫補助事業である「社会資本整備総合交付金（復興枠）」については、平成27年度以降も継続するとともに、柔軟な対応や予算規模の拡充を図ること。

- (4) 被災地における普通交付税の合併算定替え適用期間について、復興計画の期間を踏まえ延長すること。
- (5) 被災地においては、一時的かつ急激に人口が減少しており、平成 27 年国勢調査人口を普通交付税の算定基礎とすることは財政への影響が甚大であることから、震災の影響により人口減となる自治体においては、平成 22 年国勢調査人口を引き続き普通交付税算定基礎とする特例措置を設けること。
- (6) 震災による行方不明者について、復旧が進まず浸水したままの地区においては、今後も捜索活動を継続すること。
あわせて、身元不明者についても、引続き DNA 鑑定や似顔絵を公表することで、早期判明に努めること。
- (7) 増大する復興事業への対応を図るため、全国の地方自治体からの被災市町村への職員派遣について必要な措置を講じること。
- (8) 防災集団移転促進事業における用地取得の要件については、自治体が設定した住民の居住に相当でないと認められる移転促進区域のすべての土地を取得できるよう、復興交付金事業の要件拡充及び財源措置を図ること。
また、復興交付金事業において限定的である土地購入後の活用について要件の拡充を図り、それに伴う財源措置を図ること。
- (9) 防災集団移転促進事業で買取りを行った移転促進区域の土地の譲渡や交換については、事業完了後に全体の額を確定した上で財産処分の手続を行う必要があるが、額の確定前においても財産処分の手続を行うことができるようにすること。
- (10) 埋蔵文化財包蔵地内で行われる復旧・復興関連事業について、被災自治体からの要望に基づき、全国自治体への職員派遣要請や調整など、必要な人的支援を継続的に講じること。
- (11) 農業相続人に課せられる農地等の相続税について、復興事業を早期に進めるため、一定の条件下で猶予される相続税の免除要件を緩和する措置を講じること。
- (12) 被災者生活再建支援金の受付事務については、被災自治体の負担が非常に大きいことから、受付等の事務に係る経費について、財政措置を講じること。
- (13) 被災自治体の土地取得に伴う登記嘱託業務については、今後、増加することが予想されることから、迅速な対応が出来るよう法務局の体制を整えること。
- (14) 東日本大震災特別家賃低減化事業については、建物管理開始から 10 年間とされているが、低所得者の生活の維持のため、更なる支援延長を講じること。
また、6 年目以降は家賃補助が減少し地方の負担割合が増えることから、6 年

目以降も負担割合を据え置くこと。

- (15) 人材不足及び資材不足に対し適切な対応策を早急に講じること。あわせて、同要因に基づく事業費の増額については、所要の財政支援を行うとともに、適正な積算基準の設定を図ること。
- (16) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。
- (17) 被災地における復興を推進するため、復興に係る計画策定や交付金申請等における資料作成、国等との協議の簡素化、土地利用に係る許可や要件の緩和措置を講じること。
- (18) 都市自治体が被災自治体に対して様々な支援に取り組むことができるよう、広域的な支援体制の構築や情報伝達システムの導入などの環境整備に努めること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) プレハブ仮設住宅建設用地等の貸借期間の終了に伴う返還や災害公営住宅整備等の公共事業の進展に伴うプレハブ仮設住宅団地の集約など、仮設住宅入居者の責めに帰さない事由により仮設住宅間の転居が生じる場合、当該転居に係る公的支援を行うにあたり必要かつ十分な財源措置を講じること。
- (2) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対して、弾力的な学級編制が可能となるよう復興加配教員等の継続した配置を図ること。また、震災によるPTSDを要する児童・生徒への対応など、多様化・複雑化する児童生徒への対応を充実させるため、教諭はもとより養護教諭や栄養教諭も含めた加配の充実を図ること。
- (3) 災害援護資金貸付制度について、津波により住家全体が流出した場合など、被害が甚大な世帯に対して貸付限度額の引き上げなど制度の拡充を図ること。
- (4) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除又は放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備すること。また、自治体個々の取組みには限界があるため、国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。
- (5) 被災者生活再建支援金について、津波被害や宅地被害に対する支援の必要性が明らかとなったことから、被災地の実態に鑑み、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の見直しを図ること。
- (6) 生活再建に向けた各種支援施策を、被災自治体や被災者を支援する団体等が継

続的、安定的に実施できるよう、「地域支え合い体制づくり事業」をはじめ、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。

- (7) 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、平成24年10月以降の自治体負担分についても、遡及して全額補填を実施すること。あわせて、被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、一層の財政措置を講じること。
- (8) 国民健康保険の所得割について、所得を基礎とする方式（旧ただし書き方式）による算出の場合、雑損失の繰越控除は非適用と定められているが、個人住民税における所得と整合が取れていないため、個人住民税と同様の総所得金額等を課税根拠とする算出方法の見直しを遡及して講じるとともに、被災者が多く加入する自治体の雑損失の繰越控除による収入減少に対して財政支援策を講じること。
- (9) 災害危険区域における移転促進区域内の土地等の譲渡に伴う譲渡所得があった第1号被保険者について、介護保険料を租税特別措置法に基づく特別控除額を合計所得金額から差し引いた額で算定した額に減免した場合、その減免額について財政支援措置を講じること。また、その際の財政支援措置は、土地等の譲渡が進行している現状を鑑み、平成25年度保険料分に遡って実施すること。
- (10) 被災地域の日も早い復旧・復興が実現されるよう、地震により住家被害が甚大な場合の住宅再建支援について、財政支援の充実を図ること。
- (11) 「子ども被災者支援法（略称）」の理念に基づき、借上げ仮設住宅に係る入居期限の複数年延長や避難先における就労支援など、避難者の意見を踏まえた具体的な施策を推進すること。

3. 地域産業の復興・再生について

- (1) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を活用し再建を目指す事業者が、事業着手の目途が立った時点で補助制度が活用できるよう、次年度以降の制度継続を早期に明示するとともに、採択案件分の予算を基金化するなどし、各事業者が必要とする時期に交付されるよう制度の運用を図ること。また、被災事業者が復旧のために必要な支援を受けられるよう、要件・運用等の改善を図った上で、今後のグループ形成については柔軟に対応するとともに、被災地の実情に応じた新たな支援制度を創設すること。
- (2) 被災地域においては、地方が単独で実施する地域の活性化事業に係る地方債制

度の創設など、被災地の振興に向けた新たな地方財政措置を創設すること。

- (3) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の申請期間及び運用期間を延長すること。
- (4) 東日本大震災復興特別区域法に基づく税制の特例措置の期間の延長を図ること。
- (5) 法人化を進める農業者が購入した施設や機材等について、帳簿価額による資産の譲渡を認める措置を講じること。
- (6) 農業委員会を通して利用権を設定した農業者が、経営転換協力金交付事業の交付対象となるよう、制度の改善を図ること。
- (7) 農業振興地域の指定・変更については、その手続きに要する時間が、被災者の新たな土地での自力再建や被災地で復興を果たそうとする企業のための工業用地の造成に対して、大きな障害となっていることから、農業振興地域の指定・変更や都市計画の決定、農地転用の許可について、基礎自治体への権限移譲を図ること。
- (8) 地元定着を図るため、地域で働く意識醸成やU J I ターン促進に向けた取組み、新規就業者に係る研修等に対する制度の拡充・構築を図ること。
- (9) 新たな企業誘致や雇用機会創出を図るため、被災者雇用開発助成金や震災関連人材育成支援奨励金について、要件緩和や支給額の増額、支援期間の延長等の支援内容の充実を図ること。また、県域を越えた雇用確保対策等、被災地域内の企業への就労を促す新たな施策を講じること。
- (10) 緊急雇用創出事業のうち、「震災等緊急雇用対応事業」の財政措置の拡充を図るとともに、雇用期間を1年間から3年間に延長する等の事業要件の緩和を行うこと。
また、事業実施期間延長の対象地域に栃木県等内陸地域も含めること。
- (11) 被災地の介護、建設業、水産業の労働力不足解消を図るため、外国人労働者の受け入れに向けた支援策を拡充する等、労働力不足対策を講じること。

4. 公共施設の復旧支援等について

- (1) 公共工事の発注については、国・県・市が連携し、発注見通し情報を一元化した公共事業実施体制を構築するとともに、被災地域における復旧・復興事業の優先的発注調整機能を早期に確立すること。
- (2) 廃止する農業集落排水施設（管渠・マンホール・公共マス等）の撤去及び充填処理等を国費で対応するとともに、滅失を行う施設の起債償還が残っていること

から、起債償還を免除すること。

- (3) 公立学校施設の耐震化については、東日本大震災復興特別会計等による支援措置を継続するとともに、事業補助率を一律 2 / 3 とし、改修事業については補助単価を実施単価とするよう国庫補助制度の見直しを図ること。
- (4) 学校を除く避難所施設、福祉避難所及び避難所併設小規模備蓄倉庫等における耐震化及び長寿命化対策に対する財政支援制度を構築するとともに、避難所用設備、備蓄非常食等の避難者用応急備品の整備及び避難所誘導案内板等整備に対する財政支援制度についても構築すること。
- (5) 国民の命と暮らしを守るインフラ再構築、生活空間の安全確保に資する事業に特化した防災・安全交付金事業については、平成 27 年度以降も継続すること。
- (6) 市町村または広域行政等で実施する防災訓練等に対する財政支援制度を構築すること。
- (7) 消防防災施設・設備等の復旧に関し、消防防災施設・設備災害復旧費補助金及び地方交付税措置等、長期的な財政措置を講じること。
- (8) 震災による犠牲者を鎮魂し、震災の教訓を後世に伝えていくための慰霊碑や慰霊空間の整備のための支援制度を創設すること。
- (9) 鉄道復旧に向けた課題を速やかに解決し、鉄道による復旧を早期に決定できるよう、東日本旅客鉄道株式会社に対する助言・指導を強化すること。また、沿線自治体の負担が生じないよう現行の災害復旧補助制度の要件緩和や新たな制度を創設し、財政支援を講じること。
- (10) 鉄道復旧までの間の代替交通を確保するために必要な財政支援を行うこと。また、避難指示区域解除後の動向に合わせ、速やかに公共交通の確保を図ること。
- (11) 地域公共交通確保維持改善事業について、平成 27 年度まで被災 3 県の全市町村に対する被災市町村の指定を継続するとともに、平成 28 年度以降も幹線路線バスに対する特例措置を継続・延長すること。
- (12) 地方特定道路整備事業の廃止は、地方自治体の負担の著しい増大をもたらしていることから、計画的な道路整備事業の実施のため、代替措置を講じるなど財政支援を行うこと。
- (13) 被災自治体が、産業の復興、安全・安心な暮らしが営めるまちづくりを行うためには、高速交通網を主軸とした縦貫道と横断道の一体的な道路整備が重要だが、供用までに期間を要することから、集中復興期間以降も通常の公共事業とは別枠で完成まで継続的に財源を確保すること。

- (14) 被災地の復興を進める上で、地域経済活動の拠点である港湾を中心として、物流機能の向上と安全性の確保を図ることが必要不可欠であることから、湾口防波堤、海岸堤防及び公共ふ頭等の早期復旧を図るとともに、現在整備中のものについても整備を促進すること。
- (15) 震災によりほぼ壊滅状況にある海岸堤防について、台風や高潮・高波によって背後地の安全が完全に確保できない現状にあることから、早期復旧を図ること。
- (16) 国際物流ターミナル整備事業については、大水深の耐震強化岸壁の早期整備及び再生可能エネルギーを核とした産業集積につながるような港湾機能の拡大など、積極的な整備促進を図ること。

以上決議する。

平成 26 年 6 月 4 日

全 国 市 長 会

地震・津波等防災対策の充実強化に関する決議

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から3年余りが経過し、都市自治体においては、この震災を教訓に、現在、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。

この間、国においては、東日本大震災を教訓に、2度にわたり「災害対策基本法」を改正するとともに、「国土強靱化基本法」、「南海トラフ地震対策特別措置法」及び「首都直下地震対策特別措置法」を制定する等、災害対策法制の整備を進めてきたところであるが、今後、これらの法律に基づいた具体的な支援を地域の実情に応じて適切に講じる必要がある。

また、近年、大型化する台風、頻発する集中豪雨、竜巻等の突風により、各地に甚大な被害が生じているほか、切迫性が指摘される首都直下地震等の大規模地震、さらには火山災害の発生も予想されている。これらの災害から、可能な限り被害を最小限に抑止するためには、住民の避難意識啓発や避難の迅速化、さらには耐震化率の向上や出火防止対策等ハード面・ソフト面の様々な防災・減災対策をより一層進めていくことが急務である。

よって、国は、災害に強いまちづくりを推進し、国民の生命と財産を守るため、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 地震・津波対策の充実強化について

- (1) 国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮の上、南海トラフ地震防災対策推進基本計画や首都直下地震緊急対策推進基本計画等の諸計画を着実に推進すること。
- (2) 日本海側及び太平洋側における地震・津波に関する被害想定調査を早急に実施するとともに、地域防災計画の見直し、並びに防災拠点施設の整備やハザードマップの整備等、防災対策の推進について支援措置を講じること。
- (3) 津波等の災害発生時においては、正確な災害情報を迅速に住民へ伝達することが不可欠であることから、都市自治体が行う防災行政無線等の整備について財政措置の拡充を図ること。

また、津波避難タワーの設置等による津波緊急避難場所の確保、避難道路の整

備、海拔表示板の設置等、津波に対する防災体制の確立に向けた取組みについて財政措置の拡充を図ること。

- (4) 国道等が津波被害想定区域にあり代替道路もない区域の未整備の高速道路については、救助・救急・物資の緊急搬送に不可欠であるため早期に完成すること。

また、東日本大震災において高速道路の盛土法面が津波緊急避難に有効であったことから、高台の高速道路施設用地等を緊急避難場所として、早急に利用できるようにすること。

- (5) 海洋に面する無堤防区間を早期に解消するとともに、国直轄事業の海岸保全施設整備事業の財源を確保し、未整備区間を早期に整備すること。

また、地震により甚大な被害が想定される漁港施設、海岸保全施設等水産基盤の耐震化等に係る国の財政措置の拡充を行うこと。

- (6) 都市自治体に取り組む教育・文化施設、上下水道、道路橋梁、河川、港湾等の公共施設や都市基盤施設の耐震化や強靱化事業、さらには、民間住宅等の耐震化促進補助事業や砂防対策等、防災・減災に係る諸事業に対して、事業推進を図るとともに、財政措置を拡充・強化すること。

- (7) 津波対策として、企業や住宅等の移転を促進するため、土地利用の規制緩和等、地域の実情に応じた法令を整備すること。

- (8) 液状化被害の危険性が高い地域に対する対策に係る基準を公表するとともに、公共施設や街区等の大規模施設だけでなく、民間建築物に対する液状化対策が可能となるよう財政措置を拡充すること。

2. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を国の責任において早期に整備すること。

- (2) 防災対策の強化に更に取り組むとともに、被災地域の復旧・復興、被災者の生活再建、被災自治体による災害再発防止策の実施等に対する支援措置を早期に講じること。

- (3) 地域防災力の中核として位置づけられる消防団活動への支援として、新規加入の促進、団員処遇及び活動のための装備の改善、資機材の確保等に関わる具体的な財政上の措置を講じること。

- (4) 住民の安全・安心を確保するため、消防・救急無線や防災行政無線の施設整備

及びデジタル化に係る整備費用、維持管理費用等について、財政措置を拡充すること。

(5) 都市自治体が独自に取り組む被害想定シミュレーションやそれに基づくハザードマップの作成及び改定等、防災体制の確立に向けた取組みについて、財政措置の拡充を図ること。

(6) 火山防災については、大きな被害が懸念される火山灰や融雪型火山泥流等の更なる分析、避難等実際の運用、火山情報の共有化、国・都道府県・地方気象台・火山専門家との連携のあり方など、今後も引き続き、調査・研究を行い、防災対策に係る協議を継続すること。

また、広域の被災が想定されていることから、噴火活動観測時において、国等関係機関が連携した早期の現地対策本部を設置し、避難者が広域避難できるよう避難先の確保や、高速道路を活用した避難体制を整備する等の火山防災対策を講じること。

(7) 豪雨や竜巻等の局地的な自然災害においても、現行の被災者生活再建支援制度や災害救助法の適用要件の緩和等、弾力的な運用を可能とする制度改正を行うこと。

3. 発災時の支援対策の充実強化について

(1) 被災自治体への支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の都市自治体間の支援に係る仕組みの確立と財政措置を講じること。

(2) 災害復旧・復興を早期かつ着実に進めるため、国が負担する災害復旧事業に対する財政措置を拡充・強化すること。

(3) 帰宅困難者への対策として、一時滞在施設の確保や事業所の社会的責任の明確化を推進するなど、帰宅支援において行政や事業者を含めた関係機関が連携を図れる体制を整備すること。

以上決議する。

平成 26 年 6 月 4 日

全 国 市 長 会

東京電力福島第一原子力発電所事故への 対応と原子力安全対策等に関する決議

東京電力福島第一原子力発電所事故から3年以上が経過したにもかかわらず、今なお、多くの住民が放射線の健康影響等に関する不安、長期にわたる避難生活など、困難な状況に置かれている。

事故発生からこれまでの間、国は、除染の推進、賠償や避難者への生活支援、廃炉・汚染水対策など原発事故の早期収束へ向けて取り組んでいるが、多くの課題は抜本的な解決には至っていない。

この間、都市自治体においても、除染対策をはじめ多岐にわたる施策に全力で取り組んでいるが、本来、原子力政策は、国のエネルギー政策の一環として推進されてきたものであることから、国は、原発事故の早期収束へ向け、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに全力で取り組まなければならない。

また、国においては、「原子力災害による影響を受けた地域」とのイメージから生じる風評について、国内外に対する放射線に関する正しい知識の普及啓発やモニタリング情報の公開等により、被害の未然防止に万全を尽くすべきである。

よって、原発事故の早期収束と完全な賠償、そして放射性物質による国民・住民生活に対する影響への対応、原子力安全・防災対策の充実、汚染水対策の着実な推進、さらには、中・長期的なエネルギー政策の構築等、下記事項について国の責任と財政負担により、万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について

(1) 原発事故に関する対応への財政措置等について

- ① 原発事故に伴う損耗残価率の適用により大幅減収となった固定資産税や都市計画税など、税収の減収分について財政措置を講じること。
- ② 普通交付税における地域の元気創造事業費の算定（市町村分）については、農業産出額を算定指標としているが、原発事故被災地では、農業産出額の伸び率が期待できないことから、特殊事情を考慮した算定を行うこと。

(2) 放射性物質の除染対策について

- ① 放射性物質で汚染された農林業系副産物等の廃棄物、土壌、焼却灰等の管

理・中間処理・最終処分などの処理のプロセス及び中間貯蔵施設・最終処分場の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明するとともに、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の設置について、国が迅速に責任を持って対応すること。また、基準値内の一般廃棄物についても、指定廃棄物と一体的な処理を国が責任をもって行うこと。

- ② 農林業系汚染廃棄物の処理加速化事業をその処理が終了するまで継続するとともに、これらの減容化施設については、国と県が連携し、必要性や安全性に関する説明を行い、計画地域の理解を得ること。
- ③ 地域の除染を迅速に進めるため、除染方法に関する協議を簡素化し、除染実施者である市町村が現場の状況に応じた除染方法や手順を速やかにかつ柔軟に選択することができるよう運用を見直し、除染にかかる経費の対象範囲を拡充すること。また、除染経費について実態に即した標準単価を設定するとともに、国が全額を負担すること。
- ④ 効果が低かった場合や再汚染した場合など、繰り返し除染を実施した場合の経費についても財政措置を講じるとともに、対応策を確立すること。
- ⑤ 新たな除染手法・技術を検証し、より有効な手法は積極的に採用するなど随時「除染関係ガイドライン」を見直し、国が費用負担する除染に係る経費対象として認めること。また、都市自治体の実施する除染作業は人員確保に苦慮していることから、委託基準について特段の配慮を講じること。
- ⑥ 都市自治体が必要と認めるホットスポット（低線量の地域の中で局所的に線量が高い箇所等）対策について財政措置を講じること。
- ⑦ 大規模事業所（ゴルフ場等）に係る除染について具体的な手法を確立するとともに、国の責任において除染すること。
- ⑧ 河川等における除染については、国の責任において対策等の方針を示すとともに、適切な措置が講じられるまでの間、適切な測定ポイントを選定の上、空間放射線量の測定を実施し、その結果を公表するなど十分な情報提供を行うこと。
- ⑨ 果樹の放射性物質対策である改植事業については、表土除染と一体的に行うこと。
- ⑩ 大気、海水、農地、農林水産物などに対する放射線モニタリング体制の強化を図るとともに、住民の冷静な行動を促す適切な情報伝達体制を構築すること。

(3) 汚染水対策について

福島第一原子力発電所の汚染水対策については、国が主体的に取り組み、実効性のある地下水対策、汚染水流出阻止及び風評被害防止に関する措置を可及的速やかに実施すること。

(4) 原発事故に伴う損害賠償の適正な実施及び迅速化について

- ① 原子力損害の賠償に関する法律第3条に基づく各被災自治体による損害賠償請求については、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針に基づき完全賠償を実施するとともに、県境で区別することなく適切な損害賠償・費用負担を行うよう東京電力に対し強く指導すること。
- ② 被災者に対する総合的かつ継続的な相談体制の確保を図るため、国及び東京電力が主体となり、各種窓口を一元化するとともに、総合的な判断ができる総括責任者を常駐させること。
- ③ 被災者が公平に賠償を受けられるよう原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を基に、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の賠償基準を明確にすること。
- ④ 原発事故により風評被害を受けた観光業者及び商工業者や、農林水産物の出荷制限や風評被害など全ての損害について、迅速かつ適正な賠償を行うよう東京電力に対し強く指導すること。また、農林水産業の廃業に伴って不要となる施設、機械設備の賠償方針を早期に示すよう指導すること。
- ⑤ 住民や企業等が自ら行った除染費用については、全額賠償するよう東京電力に対し強く指導すること。
- ⑥ 国は、住民が放射能による不安や精神的苦痛を抱えたまま生活を余儀なくされている現状を受け止め、平成24年9月以降の精神的損害に対して、迅速かつ誠実に賠償がなされるよう、東京電力に対し強く指導すること。
- ⑦ 旧屋内退避区域と旧緊急時避難準備区域における避難指示区域解除後の賠償期間の公平な取扱いを行うとともに、旧屋内退避区域に係る財物賠償について速やかに対応すること。

(5) 食品等の安全確保対策への支援について

- ① 米の全量全袋検査に要する経費については、引き続き震災復興特別交付税により措置するなど十分な財政措置を講じること。
- ② カリ肥料等放射性物質吸収抑制資材の散布に係る費用については、震災復興特別交付税等により十分な財政措置を講じるとともに、その運用に当たっては、

地域の実情に十分配慮すること。

- ③ モニタリング体制の維持・充実を図りながら、農林水産物等に係る放射性物質検査体制の充実や積極的なPRなど、地域と連携した取組を推進すること。

また、住民の食品に対する不安を払拭するため、国の責任において、きめ細かな説明を住民に対して行うこと。

- ④ 山菜・野生きのこ類の出荷が可能となるよう、具体の取組について指導支援すること。科学的知見をもって、放射性セシウムの移行メカニズムを明らかにし、出荷の見通しを立てられるようにすること。

(6) 医師確保対策等について

- ① 原発被災地へ不足する医師・看護師等の医療スタッフを配置するとともに、原発事故に伴い避難等指定区域以外の地域でも、医師、検査技師、看護師等の医療従事者の流出による人手不足が深刻化していることから、これら医療従事者の確保については、国の施策により早急に対策を講じること。また、私的病院の医療体制の確保を図るため、所要の財政措置を講じること。

- ② 医療機関の甲状腺検査に関する人材育成、機器整備等に対する支援を行うこと。

(7) 住民の健康確保について

- ① 全国に避難している住民も含めた内部被ばく検査環境の整備を早急に進めるとともに、ホールボディカウンターの購入費用など内部被ばく検査に係る経費及び長期的な健康管理に要する全ての費用について十分な財政措置を講じること。また、これら対策の実現に当たっては、関係自治体への説明及び意見交換を早急に行うこと。

- ② 「子ども被災者支援法」の基本方針において定められた支援施策を推進するとともに、同方針における支援対象地域、準支援対象地域について、同法に定める一定基準以上の放射線量が計測された地域の基準を、合理的に説明できるものにする。

- ③ 子どもたちの発達段階ごとに生じる疾患に対する医療と研究を推進し、長期的な健康管理体制を確保するため、病院施設・研究所・健康増進センター等の機能を複合化した総合小児医療センターを整備すること。また、学校において体系的な放射線教育を実施すること。

- ④ 甲状腺検査について、検査結果の客観的妥当性を確保する必要があることから、全国規模の詳細な比較調査を実施すること。

- ⑤ 全国民に対し、放射能及びその健康に及ぼす影響に関する正しい知識を啓発すること。
 - ⑥ 原子力災害による放射線に対する健康不安の解消や避難者の早期帰還を促進するため、学校施設における空調設備の整備に対する財政措置を充実すること。
 - ⑦ 原発事故に起因する病気の早期発見のため、特定健康診査及びがん検診などの市民検診の枠組みをなくし、年齢にかかわらず全ての住民に速やかに健康診断を実施できるよう特別の法制化、検診実施体制の整備・支援、各保険者の財政負担の軽減を図ること。
 - ⑧ 安定ヨウ素剤の配備及び服用方法について、事故検証を踏まえ、実効性のある対策の明確な方針を示し、都市自治体の取組に対し積極的に協力すること。
また、服用に係る免責制度や患者の補償制度を創設すること。
- (8) 自主避難者等に対する生活再建支援について
- ① 避難者受入市町村の負担が生じないように、受入に伴い生じている特例事務以外の行政サービスについても十分な財政措置を講じること。
 - ② 復興公営住宅の整備に当っては、入居者の視点からの確かなニーズを捉え、実情に応じた財政措置を講じること。また、高齢者に対する介護施設等の整備、介護サービスの提供について十分な対策を講じること。
- (9) 風評被害対策及び産業の流出防止対策の充実について
- ① 消費者の安全で安心な消費生活の実現を図るため、地方消費者行政活性化交付金の必要額を確保すること。また、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。
 - ② 風評被害払拭のため、広報等に対する支援、国内外からの観光誘客や大規模な国際会議等の開催・誘致等幅広い施策を講じること。
 - ③ 風評被害も含めあらゆる分野において厳しい状況が続いていることから、地域経済の活性化と安定した雇用の創出を図るため、新たな企業誘致に繋がる工業団地整備に対する財政措置を講じること。
 - ④ 観光誘客を推進するため、観光道路の整備をはじめ各種施策等に要する費用について、財政措置を講じること。
 - ⑤ ほだ場の除染によって発生する落葉層の処理を迅速に行い、しいたけ生産サイクルの回復と経営再建のための支援制度を創設すること。
 - ⑥ 被災地においては、野生鳥獣の捕獲活動が低下したこと等により、イノシシ

等の鳥獣による農林作物被害が拡大していることから、地域における侵入防止柵等の鳥獣被害防止の取組に対し財政措置を講じること。

2. 原子力安全・防災対策の充実について

(1) 原発事故の徹底した検証に基づく原子力発電所の安全性の確保について

東京電力福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新たな規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査の下、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に必要な科学的知見の整備・蓄積を行い、更なる高度化を図ること。

(2) 原子力防災体制の充実強化について

- ① 原子力関係施設に対する地震・津波対策など新たな規制基準を厳格に適用することはもとより、各種防護対策の具体的な内容やプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）についての検討結果を早急に示すなど、万全な防災対策を構築すること。また、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安解消に努めること。
- ② 原子力災害対策指針における30km圏外の地域に対する原子力防災指針の見直しに当たっては、原子力防災対策の基準や対策の具体的な内容を速やかに明らかにするとともに、対策実施段階での具体的な手順や方法を提示し、対策に要する費用について十分な財政措置を講じること。
- ③ 地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域避難計画の実効性を高めるため、国は、原子力防災対策指針における未解決課題の方針を示すとともに、住民等の広域避難に係る避難先や避難ルート決定、住民等の避難手段の確保に必要な調整など都市自治体だけでは解決が困難な課題について、国・県等が連携して支援すること。さらに、原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。
- ④ 住民の安全・安心確保のため、モニタリングポストや放射線測定装置、原子力防災機材等の増設・整備を適切に行うこと。
- ⑤ 原子力発電所に隣接する都市自治体等においては、今後の原子力防災対策に多大な経費が必要になることから、適切な財政措置を講じること。
- ⑥ 原子力施設の安全確保及び防災対策上における「安全協定」の位置付けを明

確にすること。

3. 中長期的なエネルギー政策について

地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を前提に、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中・長期的なエネルギー政策のあり方について国民的議論を尽くした上で必要な措置を講じること。

以上決議する。

平成 26 年 6 月 4 日

全 国 市 長 会

地方の創意を活かした分権型社会の実現を求める決議

地方分権の歩みの端緒となった平成5年の衆参両院による「地方分権の推進に関する決議」から、20年余りが経過した。これまでの改革において、機関委任事務の廃止、国と地方の協議の場の法定化、国・都道府県から都市自治体への事務・権限の移譲等が進められ、分権型社会の実現へ向けた歩みが進んでいることについては、一定の評価をするものである。

一方、都市自治体においては、深刻化する少子高齢化や地域経済の低迷などの厳しい社会環境に直面しながらも、住民の負託に応えるべく不断の行財政改革に取り組みつつ、多様化する住民ニーズ、増大する行政需要に対して、迅速かつ的確に対応してきたところである。

今後、地域では、持続可能な地域づくり、女性の社会進出の拡大による地域活力の増進等を実現していくために、地域住民が自らの意思でそれぞれの地域における行政施策を選択・実施するなど、地域の個性を發揮し、自立した行政運営ができる環境を早急に整備していかなければならない。

我々、都市自治体においては、地方における先進的な諸施策を各都市間で情報共有等を図るとともに、近隣都市と相互に連携・協力を深め、地域の総合行政主体として、引き続き効率的・効果的な行政経営に努めていく所存である。

(残された課題への新たな取組)

国においては、これまでの国における取組みにとどまらず、本会が提言・提案してきた事項のうち、土地利用に係る規制など未だ実現していない事項をはじめとして、これまでの地方分権改革において実現に至らなかった事項等について、住民自治を拡充する観点から更なる改革に向けた検討を行い、これらを着実に実施していくべきである。

また、これまでの委員会勧告方式に代わって導入された「提案募集方式」については、都市自治体等からの意見を尊重し、個々の提案が着実に改革に結びついていくような実効性のある方式となるよう強く望むものである。

加えて、特色ある地域づくりを進めるためには、個々の都市自治体の発意に根ざした「手挙げ方式」が重要である。

（役割分担に見合った財源措置と人材確保）

制度改革や事務事業等の見直しにより、都市自治体が新たな役割を担う際には、新たな事務・権限等を安定的に執行できるよう、必要な財源措置を講じるとともに、専門的な人材の確保・育成を図る仕組みを構築するなど、国による積極的な支援が不可欠である。

（実効ある「国と地方の協議の場」の活用）

国においては、地域の自主性及び自立性を高めるために、国と地方の協議の場等において、住民と直に向き合っている都市自治体の意見を真摯に受け止め、地方の創意に基づく大胆な改革を強力に推進することを強く要請する。

以上決議する。

平成 26 年 6 月 4 日

全 国 市 長 会

都市税財源の充実強化に関する決議

平成 26 年度の地方財政は、増大する社会保障の持続性と安心の確保等のため、本年 4 月の地方消費税率の引上げ等により地方税源の充実が図られ、ようやく昨年度の水準を上回る一般財源総額が確保できたところである。

しかし、その真の姿を見れば、社会保障関係費の自然増や防災・減災事業、地域の活性化等の課題に対応するために必要な財源が年々増加していることなどにより、徹底した行財政改革に努力しているにもかかわらず、なお巨額の財源不足が生じているという極めて厳しい状況にある。

このような中において、政府等においては現在、「成長戦略」を推進し、我が国経済の競争力を向上させるため、法人実効税率のあり方についての検討が行われている。我が国の法人関係税収の 6 割が地方の重要な財源となっている現状を踏まえれば、法人実効税率を引き下げの場合については、地方の行財政運営に支障が生じないように、代替財源は必ず確保されなければならない。

都市自治体は、住民の最も身近なところで住民生活に直結した広範な行政サービスを提供しており、今後ともそれらを持続的に実施していくためには、安定的な税財源の確保が不可欠である。

よって、国は、都市行政が国民生活のために果たしている役割とその現場の実態を十分踏まえ、都市税財源の充実強化に向け、下記事項の実現を図るよう強く要請する。

記

1. 地方税財源の充実強化

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5 : 5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 消費税率（国・地方）の引上げについては、持続的な社会保障制度を構築し、その安定財源を確保する観点から、平成 27 年 10 月からの措置についても法の規定に基づき適切に対応すること。

(3) 国・地方を通じた法人関係税収が、地方公共団体の行政サービスを支えるうえで重要な財源であることを踏まえ、その実効税率を引き下げの場合は、法人関係税に係る課税ベースの拡大等により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保することを併せて検討し、都市自治体の歳入に影響を与えないこと。

(4) 固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

とりわけ、償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

(5) 自動車取得税については、その税収の7割が市町村に交付されている重要な財源であることから、消費税率（国・地方）10%段階における車体課税の見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。

また、自動車重量税についても、税収の4割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。

(6) 地球温暖化対策のための税については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

2. 地方交付税総額の確保と法定率の引上げ

(1) 都市自治体においては、医療、介護、子育て等社会保障などの経常的行政サービスの充実、道路・橋梁、学校等の維持改修や防災・減災事業の推進、さらには地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応や地域経済基盤強化や雇用対策等、さまざまな課題が山積している。

これらの課題をはじめ地方行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう、地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。

(2) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応するとともに、地方自治体の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

以上決議する。

平成26年6月4日

全 国 市 長 会

持続可能な国民健康保険制度の確立に関する決議

我が国は、国民皆保険制度のもと、誰もが安心して医療を受けられる医療制度を実現し、世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を達成してきた。しかし、少子高齢社会の到来や社会経済情勢の変化に伴い、国民皆保険制度の最後の砦である国保は存続の危機に直面しており、早急に持続可能な国保制度を確立することが強く求められている。

このような状況の下、政府は、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（社会保障改革プログラム法）を制定し、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国保の運営について都道府県が担うことを基本としつつ、都道府県と市町村の役割を検討し、平成 27 年通常国会へ関係法律案の提出を目指している。

このことを踏まえ、現在、同法が掲げる内容の具体化に向け、政務レベルの国保制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）において、本年 7 月に中間とりまとめを行うべく協議を進めている。

もとより、国保は、国民皆保険制度の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に多大なる貢献をしてきたところである。しかし、無職者や失業者、非正規雇用の加入者等、低所得者が多く、年齢構成が高く医療費水準が高いなど、財政的な構造問題を抱え、今や国保制度は破綻寸前の状態に陥っている。

よって、国は、持続可能な国保制度を確立するため、消費税財源等を適切に確保するとともに、早急に下記事項の実現を図るよう強く要請する。

記

1. 国保の財政基盤の強化について

国保の財政上の構造問題を解消するため、消費税引上げによる保険者への財政支援の拡充 1,700 億円を早急かつ確実に実施すること。

また、更なる公費投入により財政基盤強化を図るため、後期高齢者支援金への全面総報酬割を導入することにより生じる財源を国保の支援に優先的に活用すること。

2. 国保の再編・統合等について

国保基盤強化協議会等において十分かつ速やかに協議を行い、①国保の財政上の構造的な問題を解決する基盤強化の具体策を早急に明らかにするとともに、都道府県が保険者として国保の運営を担うことを基本として、都道府県と市町村の適切な役割分担を実現すること、②社会保障改革プログラム法の規定に基づき、平成 27 年通常国会に関係法律案を提出すること、③法の施行に当たっては、都市自治体と十分協議し、その意見を反映すること。

あわせて、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

以上決議する。

平成 26 年 6 月 4 日

全 国 市 長 会